家庭用ガス温水床暖房契約
（選 択 約 款）

２０２６年７月１日実施

大 東 ガ ス 株 式 会 社

家庭用ガス温水床暖房契約

目　　次

１．目　的……1
２．選択約款の変更……1
３．用語の定義……1
４．適用条件……2
５．契約の締結……2
６．使用量の算定……3
７．料　金……3
８．単位料金の調整……4
９．割引制度……5
１０．名義の変更……6
１１．解　約……6
１２．精　算……7
１３．その他……7
付　則……8
１．この選択約款の実施期日……8
２．本選択約款の切り替え措置……8
（別　表）……9
１．料金及び消費税等相当額の算定方法……9
２．料金表（家庭用ガス温水床暖房契約）……11
３．割引制度の割引率及び割引上限額（家庭用ガス温水床暖房契約）……13

１．目　的

この選択約款は、家庭用ガス温水床暖房の普及を通じ、お客さまに経済性・快適性・環境性に優れた天然ガスをご利用いただくことにより、天然ガスの普及促進とお客さまサービスの向上に資することを目的といたします。

２．選択約款の変更

（１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合、原則として料金にかかわる条件は変更の直後の検針日の翌日から、その他の供給条件は変更を行った日から、変更後の選択約款等によるものとし、（２）および（３）に従ってお客さまにお知らせいたします。

（２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。

（３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を､以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。

①　供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

②　契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

（４）この選択約款の変更が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガス小売供給に係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、一般ガス供給約款による他、次のとおりといたします。

（１）「家庭用ガス温水床暖房」…　エネルギー源として都市ガスを使用し、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機（以下「熱源機」といいます。）により、床面下に設置した配管に温水を供給して暖房を行う機器をいいます。（以下「床暖房」といいま

す。）なお、温風暖房は含まれません。

（２）「ガスコンロ」…　エネルギー源として都市ガスを使用し、鍋、フライパン等の炊事用具を直火で加熱することを目的とする調理用の機器であって、同時に複数の炊事用具を並行して加熱することができるものをいいます。

（３）「家庭用ガス温水浴室暖房乾燥機」…　エネルギー源として都市ガスを使用し、熱源機により、浴室に設置した放熱器に温水を供給して暖房乾燥を行う機器をいいます。

（４）「居室」…　居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。

（５）「専用住宅」…　居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。

（６）「併用住宅」…　店舗、作業場、事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。

（７）「冬期」…　１２月分（１１月検針日の翌日から１２月検針日まで）から４月分（３月検針日の翌日から４月検針日まで）までの５か月間をいいます。

（８）「その他期」…　５月分（４月検針日の翌日から５月検針日まで）から１１月分（１０月検針日の翌日から１１月検針日まで）までの７か月間をいいます。

（９）「消費税等相当額」…　消費税法の規定により課される消費税及び地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合には、その端数の金額を切り捨てます。

(10)「消費税率」…　消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。

(11)「単位料金」…　８に定める基準単位料金又は調整単位料金をいいます。

４．適用条件

この選択約款は、次の全ての条件を満たし、お客さまが、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

（１）床暖房を次の①、②いずれかの条件で使用されること。

①　専用住宅で使用する。

②　併用住宅で居室において使用する。

（２）１需要場所におけるガスメーターの能力の合計が、１６立方メートル毎時以下であること。

（３）当社が（１）の条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合において、正当な事由がない限り、需要場所への立ち入りを承諾すること。

５．契約の締結及び契約期間

（１）この選択約款の適用又は変更を希望されるお客さまは、所定の契約書を用いて、当社と契約を締結していただきます。

（２）この選択約款に基づく契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。

（３）この選択約款の適用開始日は、原則として、契約成立日以降、最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。

（４）当社は、この選択約款の契約成立日から１年に満たずに解約又は一般ガス供給約款に定める料金への変更をされたお客さまが、再度同一需要場所でこの選択約款又は他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去のガス供給契約の解約日又は変更日から１年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更又は建物の改築等のため一時不使用による解約又は変更の場合は、この限りではありません（（５）において同じ）。

（５）当社は、この選択約款の契約成立日から１年に満たずに他のガス供給契約（一般ガス供給約款に定める料金を除きます。）への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。

（６）当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金を、一般ガス供給約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。

（７）お客さまは、この選択約款に基づく契約を締結された場合、同一需要場所において他の選択約款に基づく契約は締結できません。

６．使用量の算定

当社は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

７．料　金

（１）当社は、別表の料金表を適用して、６の規定により算定した使用量に基づき、その料金算定期間の料金を算定いたします。

（２）当社は、料金の支払いが、支払義務発生日の翌日から起算して３０日以内（以下「早収料金適用期間」といいます。）に行われる場合には、（１）により算定されたもの（以下「早収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

なお、早収料金適用期間の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収料金適用期間を延長いたします。

（３）当社は、次の場合には、早収料金適用期間内にお支払いがあったものとします。

①　口座振替により料金のお支払いをいただいているお客さまについて、当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にお客さまの口座から引き落とした場合。

②　クレジットカード払いにより料金のお支払いをいただいているお客さまについて、

当社の都合により、料金を早収料金適用期間経過後にクレジットカード会社から当社に対する立替払いの承認がされた場合。

③　早収料金適用期間の翌日から起算して１０日以内に支払われた場合

（４）料金の支払いが、早収料金適用期間経過後に行われる場合には、早収料金を３パーセント割り増ししたもの（以下「遅収料金」といい、消費税等相当額を含みます。）を料金としてお支払いいただきます。

（５）お客さまが遅収料金を支払われる場合は、早収料金に相当する金額を支払期限日までに支払っていただき、この金額と遅収料金との差額（以下「遅収加算額」といいます。）を、翌月以降にお支払いいただきます。

（６）遅収加算額は、翌月以降に料金が発生する場合に、翌月以降の料金と同時にお支払いいただきます。

（７）当社は、早収料金及び遅収料金について、その計算の結果、１円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

８．単位料金の調整

（１）当社は、毎月、（２）②により算定した平均原料価格が（２）①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表２の料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表１（５）のとおりといたします。

①　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金＋０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

②　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金（１立方メートル当たり）

＝基準単位料金－０．０８１円×原料価格変動額／１００円×（１＋消費税率）

（備　考）

上記①、②の算式によって求められた計算結果の小数点第３位以下の端数は、切り捨て。

（２）（１）の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

①　基準平均原料価格（トン当たり）

５６，１６０円

②　平均原料価格（トン当たり）

別表１（５）に定められた各３か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりＬＮＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円

単位といたします。）及びトン当たりＬＰＧ平均価格（算定結果の１０円未満の端数を四捨五入し１０円単位といたします。）をもとに次の算式で算定し、算定結果の１０円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

（算　式）

平均原料価格

＝　トン当たりＬＮＧ平均価格×０．９４７９

　　＋トン当たりＬＰＧ平均価格×０．０５４６

（備　考）

トン当たりＬＮＧ平均価格及びトン当たりＬＰＧ平均価格は、当社の本社、供給保安センター、営業所に掲示いたします。

③　原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の１００円未満の端数を切り捨てた１００円単位の金額といたします。

（算　式）

イ　平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

　　原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ　平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

　　原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

９．割引制度

（１）この選択約款が適用されているお客さまであって、ガスコンロ又はガス温水浴室暖房乾燥機をご使用いただいている場合には、以下に定める割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し、所定の申込書を用いて割引制度の適用を当社に申し込むことができるものといたします。

第一種割引（コンロ割）

適用条件　…　ガスコンロをご使用の場合

第二種割引（バス乾割）

適用条件　…　ガス温水浴室暖房乾燥機をご使用の場合

第三種割引（セット割）

適用条件　…　ガスコンロ及びガス温水浴室暖房乾燥機をご使用の場合

（２）割引制度の適用開始日は、当社が割引制度の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。ただし、申し込みを承諾した日が使用開始日以前の場合は、使用開始日といたします。

（３）割引制度の適用終了日は、この選択約款に基づく契約が解約された日といたします。

（４）当社は、第一種割引は別表３（１）を、第二種割引は別表３（２）を、第三種割引は別表３（３）を適用して割引額を算定いたします。

（５）すでに割引制度が適用されているお客さまが、適用する割引種別の変更を希望される場合は、（１）に規定する割引種別のうち、適用条件を満たすいずれかの種別を選択し､所定の申込書を用いて当該変更を当社に申し込むことができるものといたします。

（６）変更後の割引種別の適用開始日は、当社が割引種別の変更の申し込みを承諾した日以降最初の定例検針日（申し込みを承諾した日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日といたします。

（７）当社に割引制度適用に関する違反があった場合、又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。

（８）お客さまに割引制度適用に関する違反があった場合（（１）の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、割引制度の適用を終了できるものといたします。なお、（１）の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただちにその旨を連絡していただきます。

（９）（７）又は（８）の申し出に基づく割引制度終了の日は、申し出が相手方に到着した日以降最初の定例検針日といたします。なお、申し出が相手方に到着した日が定例検針日と同日の場合は、その日といたします。

(10) 当社は、（１）の適用条件が満たされているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの割引制度の申し込みを承諾しない、又は速やかに割引制度の適用を終了できるものといたします。

１０．名義の変更

お客さま又は当社が第三者と合併し、又はその事業の全部若しくはこの選択約款に基づく契約に関係がある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さま又は当社は当該契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

１１．解　約

（１）当社に契約違反があった場合､又はお客さまのガス使用状況に変更がある場合には、お客さまのお申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。ただし、５（４）の規定によりその後の契約の締結にあたって制限を受ける場合があります。

（２）お客さまに契約違反があった場合（４の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。）には、当社の申し出に基づき、この選択約款に基づく契約を解約できるものといたします。なお、４の適用条件を満たさなくなった場合、お客さまは、当社にただち

にその旨を連絡していただきます。

（３）（１）又は（２）の申し出に基づく解約の日は、申し出が相手方に到着した日（以下「解約申出日」といいます。）以降最初の定例検針日といたします。なお、解約申出日が定例検針日と同一の場合は、その日といたします。

（４）この選択約款に基づく契約が解約された場合、当社はその解約の日の翌日にお客さまから一般ガス供給約款に基づく契約の申し込みがあったものとして取り扱うことがあります。

（５）転出や一時不使用等でガスの使用を解約し、移転先や同一場所でガス使用を開始する場合は、改めて申し込みをしていただきます。

１２．精　算

（１）１１（２）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが４の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、一般ガス供給約款の規定に基づき算定した料金とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

（２）９（８）なお書きの規定にかかわらず、お客さまが９（１）の適用条件を満たさずにガスをご使用の場合、当社は条件を満たさなくなった時点までさかのぼって、条件を満たす割引種別を適用した場合の料金（条件を満たす場合がない場合には７に規定する料金とします。）とすでに料金としてお支払いいただいた金額との差額を申し受けます。

１３．その他

その他の事項については、一般ガス供給約款を適用いたします。なお、一般ガス供給約款７（３）、３６（１）②及び３７（１）②については、すでに消滅しているものを含むこの選択約款に基づく契約を含んで適用いたします。

付　則

１．この選択約款の実施期日

この選択約款は、２０２６年7月１日から実施いたします。

２．料金の適用開始時期について

この約款に基づく料金は、２０２６年７月計量日以降に算定されるガス料金から適用いたします。なお、２０２６年7月１日から２０２６年7月３１日の間で実施される定例検針及びガスの供給を停止した場合は旧約款を適用します。

（別　表）

１．料金及び消費税等相当額の算定方法

（１）早収料金は、割引前料金額から割引額を差し引いたものといたします。

（２）割引前料金額は、基本料金と従量料金の合計額の１円未満の端数を切り捨てたものといたします。

（３）従量料金は、基準単位料金又は８の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。

（４）割引額は、割引前料金額に別表３に定める割引率を乗じて算定し、算定結果の１円未満の端数を切り捨てたものといたします。ただし、割引額算定の結果が別表３に定める割引上限額を超える場合は、割引額は割引上限額と同一といたします。また、料金算定期間の使用量が０立方メートルの場合は、割引額は０円といたします。

（備考）上記（１）から（４）の算定式は以下のとおりとなります。

早収料金＝割引前料金額－割引額

割引前料金額＝基本料金＋単位料金×使用量（１円未満の端数切り捨て）

割引額＝割引前料金額×別表３に定める割引率（１円未満の端数切り捨て）

ただし、割引額算定の結果が別表３に定める割引上限額を超える場合は、割引額＝割引上限額

また、料金算定期間の使用量が０立方メートルの場合は、割引額＝０円

（５）調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。

①　料金算定期間の末日が１月１日から１月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年８月から１０月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

②　料金算定期間の末日が２月１日から２月２８日（うるう年は２月２９日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年９月から１１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

③　料金算定期間の末日が３月１日から３月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１０月から１２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

④　料金算定期間の末日が４月１日から４月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１１月から当年１月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑤　料金算定期間の末日が５月１日から５月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年１２月から当年２月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑥　料金算定期間の末日が６月１日から６月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年１月から３月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑦　料金算定期間の末日が７月１日から７月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年２月から４月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑧　料金算定期間の末日が８月１日から８月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年３月から５月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑨　料金算定期間の末日が９月１日から９月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩　料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪　料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫　料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

（６）早収料金及び遅収料金に含まれる消費税等相当額はそれぞれ次の算式により算定いたします。（小数点以下の端数切り捨て）

①　早収料金に含まれる消費税等相当額＝早収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

②　遅収料金に含まれる消費税等相当額＝遅収料金×消費税率÷（１＋消費税率）

２．料金表（家庭用ガス温水床暖房契約）

１．冬期

（１）適用区分

料金表Ａ　　使用量が０立方メートルから２０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｂ　　使用量が２０立方メートルを超え、６０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｃ　　使用量が６０立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表

①　料金表Ａ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	１，２３９．７０円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１立方メートルにつき	１６２．９３円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

②　料金表Ｂ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	１，８１６．７９円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１立方メートルにつき	１３４．０６円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

③　料金表Ｃ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	３，２７０．６３円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１ 立 方 メ ー ト ル に つ き	１０９．８４円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

２．その他期

（１）適用区分

料金表Ｄ　使用量が０立方メートルから２０立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｅ　使用量が２０立方メートルを超え、２９立方メートルまでの場合に適用いたします。

料金表Ｆ　使用量が２９立方メートルを超える場合に適用いたします。

（２）料金表

①　料金表Ｄ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	１，２３９．７０円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１ 立 方 メ ー ト ル に つ き	１６２．９３円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

②　料金表Ｅ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	１，７２９．２０円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１ 立 方 メ ー ト ル に つ き	１３８．４５円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

③　料金表Ｆ

ａ．基本料金

１　か　月　に　つ　き	２，４２６．８７円 （消費税等相当額を含みます。）

ｂ．基準単位料金

１立方メートルにつき	１１４．４０円 （消費税等相当額を含みます。）

ｃ．調整単位料金

ｂの基準単位料金をもとに、８の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

３．割引制度の割引率及び割引上限額（家庭用ガス温水床暖房契約）

（１）第一種割引（コンロ割）

①　割引率

割　　引　　率	３パーセント

②　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	２，０９５円 （消費税等相当額を含みます。）

（２）第二種割引（バス乾割）

①　割引率

割　　引　　率	３パーセント

②　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	２，０９５円 （消費税等相当額を含みます。）

（３）第三種割引（セット割）

①　割引率

割　　引　　率	６パーセント

②　割引上限額

割引上限額（１か月につき）	４，１９１円 （消費税等相当額を含みます。）